

桐生市防犯灯設置基準

(主旨)

第1条 この基準は、安全安心なまちづくりを推進するため、桐生市が電気料金を負担する自治会管理の防犯灯の設置基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準の対象とする防犯灯とは、夜間の犯罪の防止及び通行者の安全確保を目的として設置する照明灯(公園照明灯、道路照明灯その他の公共施設敷地内に設置された照明灯を除く。)で、光源が原則LED(10ワット蛍光灯相当の照度のもの)とする。

(設置基準)

第3条 市は、次の基準を全て満たす照明灯を防犯灯と認定するものとする。

- (1) 自治会が設置し、その後の管理も自治会が行うもの。
- (2) 設置場所は、市民が通行する道路を照らす場所であり、当該防犯灯以外の道路照明灯等の光源からおおむね50メートル以上離れた場所であること。ただし、防犯上又は道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 集合住宅等の敷地内道路を照明するものでないこと。
- (4) 灯具は、東電柱(東京電力パワーグリッド株式会社が所有する電柱をいう。)又はNTT柱(東日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。)への共架とする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置されたものとする。
- (5) 灯具を設置する高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。
- (6) 防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。

(電気料金の支出)

第4条 市は、認定された防犯灯であって灯具の寄附受け入れをしたものに対して、その電気料金を支出するものとする。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の日において、すでに設置されている防犯灯の電気料金については、この規定に関わらず、この基準の施行の日以後、市がその電気料金を支出するものとする。